

一般社団法人 日本栄養学教育学会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本栄養学教育学会と称し、英文では「Japanese Association of Nutritional Science Education」（略称：JANE）と表記する。

(目 的)

第2条 当法人は、栄養学教育に関する研究の充実発展並びにその成果を社会に普及させることを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術総会の開催
- (2) 機関誌、栄養学教育に関する図書・文献資料等の刊行
- (3) 内外の関係団体との連絡及び提携
- (4) 優秀な業績の表彰
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所)

第 4 条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 当法人の公告は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 6 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第 2 章 会 員

(会員の種別)

第 7 条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 当法人の目的に賛同して入会した栄養学教育に携わる者及びその関係者
- (2) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した大学、学部、学科、学会、その他の団体

- (3) 名誉会員 当法人に貢献した者かつ栄養学関連分野で顕著な業績をあげた者で理事会が推薦し、代議員総会で承認された個人
- (4) 終身会員 当法人に貢献した者の中から、理事会が推薦し、代議員総会で承認された個人
- (5) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した団体又は個人
- (6) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した学部学生及び大学院生等

(会員の権利)

第 8 条 会員は、当法人の事業に参加し、機関誌その他の配布を受けることができる。

2 個人会員及び団体会員は代議員選出においてその権利を有する。なお、代議員選出を行なうために必要な細則は理事会において定める。

(団体会員の代表)

第 9 条 団体会員は代表者 1 名を定めることを要する。この場合、同一人が個人会員と団体会員代表者とを兼ねることができる。

(入会)

第 10 条 法人に入会を希望する者は、所定の入会手続きを行い、理事会の承認

を得なければならない。

(会費の支払義務)

第 11 条 会員は、別に細則で定める会費を支払わなければならぬ。ただし、名誉会員及び終身会員は、会費の支払いを要しない。

2 既納の会費は、いかなる事由でも返還しない。

(任意退会)

第 12 条 会員は、退会の旨を理事長に申し出ることにより任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第 13 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 2 年以上会費を滞納した者は退会したものとみなし、会員の資格を失う
- (2) 退会したとき
- (3) 成年被後見人、被保佐人になったとき又は破産宣告を受けたとき
- (4) 本人が死亡・失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (5) 代議員総会の決議で除名されたとき

第3章 代議員

(代議員)

第14条 当法人は、会員から選出される代議員を置き、その代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に規定する社員（以後代議員と表記）とする。

2 代議員は、理事1名の推薦を受けた会員歴通算5年以上の個人会員であり、社員総会（以後、代議員総会と表記）にて承認を得られた者とする。

(代議員の選出)

第15条 理事は、会員歴通算5年以上の個人会員のうち、本人承諾を得た者を代議員として推薦する。

(代議員の任期)

第16条 代議員の任期は、代議員総会で承認された日から本人が会員資格の失行または本人から代議員辞退の申し出があるまでとする。

2 代議員が代議員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、

第 284 条) を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。

3 代議員が理事又は監事に就任した場合は、任期満了まで兼務とする。

(会員の情報開示請求権)

第 17 条 個人会員及び団体会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 定款の閲覧・謄写
- (2) 社員名簿の閲覧・謄写
- (3) 代議員総会の議事録の閲覧・謄写
- (4) 代議員の議決権行使書面の閲覧・謄写
- (5) 代議員の議決権代理行使委任状の閲覧・謄写
- (6) 計算書類等の閲覧・謄写
- (7) 清算事務報告の閲覧・謄写

(8) 役員名簿の閲覧・謄写

第4章 代議員総会

(構 成)

第18条 代議員総会は、代議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 理事会において代議員総会に付議した事項

- (9) 代議員の承認（理事から推薦された代議員の承認を行う）
- (10) その他、代議員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第 20 条 当法人の代議員総会は、定時代議員総会及び臨時代議員総会とし、定時代議員総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時代議員総会は必要に応じて開催する。

- 2 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- 3 代議員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに、代議員に対して発するものとする。

(議 長)

第 21 条 代議員総会の議長は、理事長がこれに当たる。 ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(議決権)

第 22 条 代議員は、各 1 個の議決権を有するものとする。

(決議の方法)

第 23 条 代議員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、且つ、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行なう。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併・解散
 - (5) その他法令で定めた事項

(議決権の代理行使)

第 24 条 代議員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、他の代議員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、前条の規定の適用については、当該代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(会員の代議員総会出席)

第 26 条 会員は代議員総会に出釈することができる。ただし、議決権を有しない。

第 5 章 役 員

(役 員)

第 27 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事の中から、1 名を理事長、1 名を副理事長とし、理事長を法人法に定める代表理事とする。

(役員の選任)

第 28 条 役員は、別に定める細則に従い、代議員総会で選任を決議する。

2 理事候補者は、全ての代議員とする。

3 理事長は、理事の互選によって、理事の中から選任する。

- 4 理事長は、理事の中から、副理事長を指名する。
- 5 理事長は、補欠として4名まで理事候補者を指名する。
- 6 理事長は、2名の監事を指名する。なお、監事の再任を妨げない。
- 7 理事長は、顧問を指名することができる。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故若しくは支障があるときはその任務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の解任)

第 32 条 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対しての報酬等は、代議員総会において別に定める総額の範囲内で、その報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(幹 事)

第 34 条 理事長は、会員の中から、幹事を委託する。

- 2 幹事は、理事長に従い、会務に当たる。

第6章 理事会

(構 成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（理事長）の選定及び解職

(招集)

第37条 理事会は、理事長が招集するものとする。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 学術総会

(学術総会)

第 41 条 当法人は、毎年 1 回、学術総会を開催するものとする。

- 2 学術総会は、学術総会会長のもとに開催する。
- 3 理事会は、学術総会会長を推薦し、これを代議員総会において定める。
- 4 学術総会会長は、学術総会の組織、運営について理事会で報告する。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 当法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の設置及び人選は、理事会の決議を経て行う。
- 3 委員の任期は原則4年とし、再任を妨げない。

第9章 会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時代議員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類を、主たる事務所に 5 年間備え置き、代議員及び債権者の閲覧に供する。

（剰余金の分配）

第 46 条 当法人は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

第 10 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により変更することができる。

(解散)

第 48 条 当法人は、代議員総会において、総代議員の半数以上であって総代議員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産)

第 49 条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、代議員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付することができる。

第 11 章 雜 則

(規定外事項)

第 50 条 この定款に定めのない事項は、法人法及びその他の法令並びに別に定める細則によるものとする。

第 12 章 附 則

(法人の成立)

第 51 条 当法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

(最初の事業年度)

第 52 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 25 年 7 月 31 日までとする。

(設立時役員)

第 53 条 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時理事 田中 平三

設立時理事 中村 丁次

設立時理事 田島 眞

設立時代表理事 田中 平三

設立時監事 木戸 康博

設立時監事 荒船 卓也

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 54 条 第 7 条、第 14 条の規定にかかわらず、当法人設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 田中 平三

同 中村 丁次

同 田島 眞

以上、一般社団法人日本栄養学教育学会設立のため、設立時社員田中平三、同中村丁次及び同田島眞の定款作成代理人行政書士柴田寿美子は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 24 年 8 月 1 日

設立時社員 田中 平三

同 中村 丁次

同 田島 真

定款作成代理人 行政書士 柴田寿美子

制定施行：平成 24 年（2012 年）8 月 1 日

一部変更：令和 7 年（2025 年）9 月 11 日